

## 令和5年度（2023年度）第2回熊本県国民健康保険運営協議会 議事録

○日時：令和6年（2024年）2月14日（水）15時～16時

○場所：ホテル熊本テルサ2階 ひばり

○会議形式：対面

○出席者：委員11名、事務局（県、熊本市、宇城市、大津町）、熊本県国民健康保険団体連合会

○会議の成立等

- ・熊本県国民健康保険法施行条例第7条第2項に基づき、各代表1名を含む過半数の委員の出席があるため会議成立
- ・審議会等の公開に関する指針により公開

○報道機関、傍聴者：1名

○議事

- 1 熊本県国民健康保険運営方針の改定について
- 2 令和6年度（2024年度）国保事業費納付金・標準保険料（1人当たり保険料）の算定結果について
- 3 熊本県国民健康保険運営方針に基づく国保事業の実施状況について

### 1 開会

### 2 熊本県挨拶

（野中健康局長）

- ・本日は、大変お忙しい中、「令和5年度 第2回 熊本県国民健康保険運営協議会」に御出席いただき、感謝申し上げます。  
また、委員の皆様には、平素より、それぞれの御立場から国民健康保険行政に携わっていただいております、重ねて感謝申し上げます。
- ・また、正月に発生した能登半島地震で被災された方々に、この場をお借りして心よりお見舞い申し上げます。県としては、DHEATの派遣をはじめ、発災直後より被災地に対する支援を行っており、本日お集りの皆様にもそれぞれの御立場から御協力をお願いしているところ。引き続きよろしく願います。
- ・11月に開催した第1回運営協議会においては、「熊本県国民健康保険運営方針」の改定案について諮問させていただき、委員の皆様から御意見をいただいた。本日は、皆様からの御意見を踏まえ修正を行った改定案について御説明させていただく。御審議のほどよろしく願います。
- ・また、令和6年度の国保事業費納付金・標準保険料の算定結果及び令和5年度の国民健康保険事業の実施状況についても、併せて御説明させていただく。
- ・委員の皆様からは、忌憚のない御意見をいただきたい。本日は、よろしく願います。

### 3 議事

(良永議長)

- ・ 前回、運営方針の改定案について議論し、委員の皆様からも多くの意見が出た。今回は、その意見も踏まえた改定案について、事務局から再度提案があるということなので、何かあれば意見を出していただくようお願いする。
- ・ それでは、議事 1 について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

- ・ 議事 1 「熊本県国民健康保険運営方針の改定」について、資料 1-1～5 に基づき説明。

(良永議長)

- ・ 修正を行った部分は資料 1-2 にまとめられていると思うが、それらが運営方針全文のどこに記載されているか説明をお願いします。

(事務局)

- ・ 資料 1-4 を用いて、修正箇所を説明。

(牛島委員)

- ・ 歯と口の健康づくりについて、何も記載がないところから、このように記載いただき大きな前進ということで大変うれしく思う。歯と口の健康づくりについては、普及・啓発が重要であるため、この記載内容でよいと思う。
- ・ 先日、厚生労働省の国民健康保険課長の話聞いたが、国保事業の中の糖尿病性腎症の重症化予防プログラムが改定されるということ言われていた。市町村や都道府県、広域連合、国保連などの役割の明確化及び連携強化という話と、対象者を抽出して具体的な指導や受診勧奨を行っていくという話があった。人工透析になると 1 人当たり年間数百万円の医療費がかかると聞く。歯科と糖尿病は非常に深い関係にあるため、こういった方針にも記載いただき、歯と口の健康づくりを進めることで医療費の適正化につながればと考える。

(良永議長)

- ・ 各委員の皆様におかれては、改定案及び答申の内容について御了承いただいたということによろしいか。

<異議なし>

(良永議長)

- ・ それでは皆様御了承いただいたということで進めさせていただきます。

(良永議長)

- ・次に議事2について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

- ・議事2「令和6年度(2024年度)国保事業費納付金・標準保険料(1人当たり保険料)の算定結果」について、資料2に基づき説明。

(林田(千)委員)

- ・1ページと2ページの1人当たり保険料の伸び率について、1人当たり保険料は個人の保険料に直結するものであり、より分かりやすくする必要があるので、具体的に増える金額5,562円も併記すべきと考える。

(事務局)

- ・御意見を踏まえ、次回から書き方を工夫させていただきたい。
- ・別の部分について、1点修正させていただきたい。2ページに1人当たり保険料の増加要因として、「医療の高度化や高齢化の進展による1人当たりの保険給付費の増等に伴い『保険料必要総額』が増加するため」と記載している。しかし、1ページの⑧を見ていただくと分かる通り、保険料必要総額は0.5%の減となっており、この記載は誤りである。正しくは、「医療の高度化や高齢化の進展により1人当たりの保険給付費が増加するため」となる。

(良永議長)

- ・修正した資料について、後日、各委員に配布をお願いします。また、先ほどの林田委員からの意見についても、併せて修正していただきたい。

(事務局)

- ・承知した。

(良永議長)

- ・次に議事3について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

- ・議事3「熊本県国民健康保険運営方針に基づく国保事業の実施状況」について、資料3に基づき説明。

(良永議長)

- ・1点確認したい。資料3の2ページに保険料水準の統一における完全統一の定義として「都道府県内のどこに住んでいても、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保

険料（税）とすること」との記載がある。一方、資料１－４の１３ページでは「県内どの市町村でも、同じ所得、同じ年齢層・世帯構成であれば同じ保険料（税）額となるよう、県が示す市町村標準保険料率で賦課することで県内保険料（税）を統一」と「年齢層」という表現が入っており、整合がとれていない。おそらく、後者の方がより正確な表現なのではないかと思うが、そうであれば資料３の記載を修正していただきたい。

（事務局）

- ・いずれの表現が適切か確認の上で、修正させていただく。

（良永議長）

- ・お願いする。
- ・先ほど運営方針の改定案について御了承いただいたところであるが、この保険料水準の統一の定義について、もし同案の修正が必要になった場合には、私に御一任いただいてよろしいか。

<異議なし>

（良永議長）

- ・これで全ての議事が終了したが、委員の皆様から何か御意見等あるか。

（富田委員）

- ・感想だが、１人当たりの保険料率が上がってくるのは非常に大きな問題であり、被保険者にとっては、今後どうなるのかということが気になると思う。今後どうなっていくのか、もし基金があるからそれを取り崩していくなどの安心材料があるのであれば、そういったことも含めて広報を行ってはどうかと感じた。

（事務局）

- ・御意見参考にさせていただく。

（事務局）

- ・委員の皆様方におかれては、第１回、第２回と御審議いただき感謝申し上げます。
- ・今後も皆様からの御意見を踏まえ、適切な国保運営に努めて参りたいと考えている。今後ともどうぞよろしく願います。

4 閉会